

健康推進業務専門員の勤務条件

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 6 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育庁地域教育支援部義務教育課 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 16 階北側
職務内容	1 区市町村の健康推進に関する補助事業に関する事務 2 給食・食育など区市町村の健康推進に関する事務 3 その他教育庁地域教育支援部健康教育担当課長が指示する事務
求められる資格・能力	1 パソコン (Excel、Word 等) の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる者 2 電話対応の経験があり、区市町村教育委員会等との連絡調整等に的確かつ柔軟に対応することができる者 3 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者 4 心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できると認められる者
勤務日数	月 16 日 ※ 別紙として当月末までに翌月の勤務の割り振りを明示する書面を交付すること。
勤務時間	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで 所定勤務時間を超える勤務 (原則として無)
休憩時間	正午から午後 1 時まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額 194,400 円 (予定) (通勤手当相当額を別途支給) ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給